

創造的科学技术振興事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 創造的科学技术振興事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、科学技术の啓発と普及を図るためにロボコンやまなし実行委員会が実施する「ロボコンやまなし」に対し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、広く科学や産業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 知事は、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知に係る交付決定の内容及びこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画及び経費の配分の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業経費の区分ごとの配分又は事業計画を変更しようとするとき。ただし、区分ごとに配分された額の20%を超えない場合又は軽微な計画変更を除く。

二 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて条件を附することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 知事は、補助事業の遂行状況及び経費の収支状況について、必要に応じ遂行状況報告書(様式第5号)の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により提出された補助事業実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、前条の補助金の額の確定に基づき交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成8年9月9日から施行する。

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。

(様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔申請者〕
住所
名称
代表者 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金交付申請書

創造的科学技术振興事業費補助金の交付について、創造的科学技术振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

- 1 補助事業の目的

- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - 1) 補助事業に要する経費 金 円
 - 2) 補助金交付申請額 金 円

- 3 補助事業の内容
別紙「補助事業計画書」のとおり

- 4 補助事業の完了予定日
平成 年 月 日

(別紙)

補助事業計画書

1 補助事業の内容

事業名	
実施内容	
日程 (実施期日)	
実施場所	

2 補助事業に要する経費

経費区分	補助事業に 要する経費	左の積算基礎	補助金 交付申請額
	円		
計			

3 補助事業に要する経費の調達方法

県補助金		円	「その他」の具体的内容	
自己資金		円	調達先	金額
その他		円		
計		円		円

(様式第2号)

工 振 第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった創造的科学技术振興事業費補助金については、同補助金交付要綱5条の規定により、次のとおり交付します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった創造的科学技术振興事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助金を他の目的に使用し又は補助金の内容、条件、その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
また、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させる。
- 5 上記のほか、山梨県補助金等交付規則及び創造的科学技术振興事業費補助金交付要綱で定めることに従わなければならない。

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔申請者〕
住所
名称
代表者 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け工振第 号で交付決定のあった創造的科学技术振興事業費補助金の(計画・経費の配分)について、次のとおり変更(中止・廃止)をしたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更内容

1) 計画の変更

2) 経費の配分

経費区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
	円	円	円	円	
計					

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔申請者〕
住所
名称
代表者 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け工振第 号で交付決定のあった創造的科学技术振興事業費補助金について、次の理由により予定期間内に補助事業の完了ができないので、同補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助事業の進捗状況

2 上記1に要した経費

経費区分	金額	内容
	円	
計		

3 遅延等の理由及び原因

4 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔申請者〕
住所
名称
代表者 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け工振第 号で交付決定のあった創造的科学技术振興事業費補助金に係る補助事業の遂行状況について、同補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 補助事業経費の支出状況

経費区分	金額	内容
	円	
計		

(様式第6号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔申請者〕
住所
名称
代表者 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け工振第 号で交付決定のあった創造的科学技术振興事業費補助金に係る補助事業が完了したので、同補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

- 1 補助事業の実績
別紙「補助事業実績書」のとおり

補助金の支払い方法

現金	指定金融機関名	
口座振替	指定金融機関名	
	口座の種別・番号	
	(フリガナ)	
	口座名義	

(別紙)

補助事業実績書

1 補助事業の収支

1 - 1) 収入

費目	県補助金	自己資金	その他	計
	円	円	円	円

1 - 2) 補助金の受入状況

補助金交付決定額	概算払金額	精算払金額
		-
円	円	円

2) 支出

経費区分	補助事業に 要した経費	左の積算内訳	補助金充当額
	円		千円
計			

3) 委託の状況 (支出で委託費がある場合は必ず記入)

委託先	
委託期間(日)	
委託した事業の 具体的内容	

2 事業実績

事業名	
事業内容	
日程 (実施内容)	
実施場所	
補助事業の 成果	

注：補助事業で作成したパンフレット等1部と、実施状況を写した写真を数葉添付すること。

(様式第7号)

工 振 第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金の額の確定について(通知)

平成 年 月 日付け第 号で実績報告書の提出があった創造的科学技术振興事業費補助金の額については、同補助金交付要綱11条の規定により、次のとおり確定します。

補助金確定額 金 円

(様式第8号)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔申請者〕
住所
名称
代表者 印

平成 年度創造的科学技术振興事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け工振第 号で交付決定のあった創造的科学技术振興事業費補助金の概算払を受けたいので、同補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

1 概算払請求額 金 円

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額
円	円	円	円

2 概算払請求の理由

3 支払方法

現金	指定金融機関名	
口座振替	指定金融機関名	
	口座の種別・番号	
	(フリガナ)	
	口座名義	

別 表（補助対象経費及び補助率）

補 助 対 象 経 費		補助率
経費区分	経 費 の 内 訳	
報 償 費	審査員謝金、司会者謝礼、講師謝金、副賞・参加賞購入費等	補助対象経費の 1 / 2 以内
需 用 費	消耗品費（競技用品・賞状用紙等）、競技教材費、印刷製本費（ポスター・プログラム印刷代）、看板作成費等	
役 務 費	通信運搬費、賞状筆耕料等	
使用料及び 賃借料	会場等使用料、トラック借上料等	
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認めた経費	